

藤沢市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの市民が参加する行事等の主催者に対し、藤沢市消防局南・北消防署で管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を、実際に行事等の会場に配置させ、参加者が心停止状態に陥った際の救命活動に備えるとともに、AEDに触れる機会を提供することにより、認知度及び関心度を高め、救命講習等の受講促進を図り、各種施設へのAED設置を促進し、もって救命率の向上を図ることを目的に、AED（付属品を含む。以下同じ。）を貸し出すことに関し、藤沢市物品会計規則（昭和36年5月15日規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事等)

第2条 AEDの貸出対象となる行事等は、次のとおりとする。

- (1) 市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他の各種行事、イベント、祭典・式典、講習会等（以下「各種イベント等」という。）とする。
- (2) その他藤沢市消防局長が適当と認める各種イベント等

(対象団体等)

第3条 この要綱によるAEDの貸出対象とする団体は、市民が参加する各種イベント等の主催者である団体（以下「主催者等」という。）とし、公共・民間いずれかであるかを問わないものとする。

(貸出条件)

第4条 AEDの貸出しの条件は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の医療従事者又は消防機関、日本赤十字社等が実施するAEDの使用方法を含み救命講習等を修了している者を常時各種イベント等会場に配置すること。
- (2) 各種イベント等の参加者が、概ね10人以上であること。
- (3) 営利目的に使用しないこと。
- (4) 各種イベント等開催時には、主催者等によって、会場にAEDが備えられていることをPRされることが望ましい。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、各種イベント等の開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、返却期限日が藤沢市の休日を定める条例（平成元年3月31日条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日（その翌日も当該条例に基づく市の休日に該当する場合は、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日）をもってその期限とみなす。

(貸出台数)

第6条 AEDの貸出しの台数は、原則として1台とする。

(費用負担)

第7条 AEDの貸出しは、無償とする。

- 2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理、修理及び返納等に要する経費は、主催者等の負担とする。
- 3 パッド等の消耗品を使用した場合は、主催者等の負担により交換するものとする。

(貸出申請)

第8条 主催者等は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から2週間前の日までに、「自動体外式除細動器(AED)借用申請書」(第1号様式)に、資格が確認できる書類等の写しを添付して、南・北消防署管理課長(以下「管理課長」という。)に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第9条 管理課長は、前条の申請があったときは貸出しの可否を審査し、貸出しを決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」(第2号様式、以下「決定通知書」という。)を、貸出しをしないことに決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出不承認通知書」(第3号様式)をもって、貸出しを受けようとする1週間前までに、当該主催者等に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により貸出しの決定通知を受けた主催者等は、決定通知書に記載されている留意事項を遵守するとともに、管理課長からAEDの引渡しを受けるものとする。

(維持管理・返却)

第10条 貸出しを受けた主催者等は、AEDを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

- 2 主催者等は、AEDを処分してはならない。
- 3 主催者等は、AEDを目的以外に使用してはならない。
- 4 主催者等は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。
- 5 主催者等は、返却期限日までにAEDを管理課長に返却するとともに、点検・確認を受けなければならない。
- 6 管理課長は、AEDが返却された際には、主催者等立ち会いのもと、「藤沢市救急隊員等が使用する医薬品、医療用具等の管理に関する要綱」に定める半自動式除細動器点検表(様式1)に準じた点検・確認を行わなければならない。

(返還)

第11条 管理課長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、貸出し期間中であってもAEDを返還させることができる。

- (1) 主催者等が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 主催者等が、本要綱に違反したとき。
- (3) その他、管理課長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第12条 管理課長は、主催者等が故意又は過失によりAEDを紛失し、又は毀損した場合

は、現品又は管理課長が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。この場合において、当該事故の原因が火災又は盗難によるものであるときは、管理課長は主催者等に対し、その事実を証する関係官公署の発行する証明書を提出させることができる。

- 2 主催者等が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。
- 3 貸出しを受けた団体の構成員、第4条の規定に基づき配置された者又はAEDを使用した者の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財産を滅失、破損若しくは汚損させたときは、主催者等がその損害を賠償するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の藤沢市自動体外式除細動器貸出要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

自動体外式除細動器（AED）借用申請書

（あて先）

藤沢市消防局長

申請者

団体名 _____
 主催者 _____
 住 所 _____
 電 話 _____
 申請者 _____

「藤沢市自動体外式除細動器貸出要綱」の規定に基づき、次のとおり自動体外式除細動器（AED）を借用したいので申請します。

| | | |
|----------|-----------------------|--|
| イベント等の名称 | | |
| 借用期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで | |
| 利用場所 | | |
| 参加人員 | 人 | |
| 使用責任者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | （ ） |
| | 資 格 | <input type="checkbox"/> 救命講習等修了者 <input type="checkbox"/> 医療従事者 |

（注1）記載内容と事実が異なるときには、申請を取り消すことがあります。

（注2）資格が確認できる書類等の写しを添付してください。

* 提供された個人情報、AED貸出事業の目的以外に使用いたしません。

以下は、記入しないでください。

| | | |
|-------|--------------|-----|
| | 日 時 | 担当者 |
| 貸 出 日 | 年 月 日（ ） 時 分 | |
| 返 却 日 | 年 月 日（ ） 時 分 | |

様

藤沢市消防局長
(公印省略)

自動体外式除細動器（A E D）貸出決定通知書

次のとおり自動体外式除細動器（A E D）の貸出しを決定しましたので、通知します。

| | |
|----------|--|
| イベント等の名称 | |
| 貸出期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで |
| 貸出機器 | 自動体外式除細動器（A E D） 付属品 成人用パッド×2・小児用パッド×2、救急セット（人工呼吸用フェイスシールド、はさみ、タオル、手袋等） |
| 注意事項 | ① A E D の引き渡しを受ける際は、本決定通知書を担当者に提示してください。 ② 「藤沢市自動体外式除細動器貸出要綱」を遵守すること。 ③ A E D は精密電子機器ですので、大切に扱ってください。 ④ 成人用・小児用パッドは、実際に A E D を用いての除細動を行う直前まで開封しないでください。 * 故意又は過失により開封された場合は、賠償していただくこととなります。 (参考 成人用 定価 12,000 円・小児用 定価 19,000 円) ⑤ イベント等が終了したら、速やかに返却してください。 |

様

藤沢市消防局長
（公印省略）

自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書

申請のありました自動体外式除細動器（AED）の貸出しについて、次の理由により貸出しできませんので、その旨を通知します。

| | |
|----------|-----------------------|
| イベント等の名称 | |
| 貸出申請期間 | 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで |
| 理由 | |